

中央林間テニスクラブ規約

第1条(名称及び所在)

本クラブは、中央林間テニスクラブと称し、事務所を神奈川県大和市下鶴間 1450 番地の本クラブハウスに置く。

第2条(目的)

本クラブは、テニスを通じて会員相互の親睦を図り、もって健全なる心身を養成する場として、地域社会のスポーツ文化の発展に貢献することを目的とする。

第3条(運営)

本クラブは、株式会社中央林間テニスクラブが運営し、その代表取締役がクラブを代表する。

第4条(会員)

本クラブの会員は次のとおりとする。

1. 正会員 本クラブの定休日、及び指定する日を除き施設を利用できる。
2. 家族会員 正会員の配偶者、及び 25 歳未満の子女とし、施設を正会員に準じて利用できる。
3. 平日会員 本クラブの定休日・土・日・祝祭日・その振替休日、及びクラブの指定する日を除く平日に施設を利用できる。

第5条(入会)

1. 本クラブに入会を希望するものは、所定の様式により入会金、保証金、会費を添えて申し込みをする。
2. 代表者は入会申し込みに対し承認の是非を決定する権利を有する。
3. 入会申し込みを承認されたものは、会員証を発行された日より会員となる。
4. 代表者は会員証を発行した日より 6 ヶ月間に限り、既納の入会金、保証金、会費を返還して、入会申し込みの承認を取り消すことが出来る。この場合、取り消しの理由及びその説明を要しないものとする。
5. 会員の種類の変更は所定の様式により、変更申し込み時の入会金、保証金、及び会費の差額を添えて申し込むものとする。但し、正会員から他会員への変更、及び家族会員から平日会員への変更は、所定の申し込みのみとし、即納の入会金及び会費の差額は返戻しない。

第6条(会費等)

1. 会員は、会費その他、本クラブを維持するために必要な費用を負担する。
2. 会費は 1 年を 4 期に分け、各期分を前期の末日迄に納入する。
3. 会費、入会金、保証金、その他の諸費用は代表者が定め、これらは経済情勢等により変更できる。
4. 会費の改訂は毎年 7 月 1 日を持って行うこととする。
5. 本クラブに払い込まれた入会金、会費、その他費用は、第 5 条によるものを除き返戻しない。

第7条(保証金)

1. 保証金は入会の日より 2 年間据え置き、その後、会員が退会または死亡により、会員の資格を喪失した時、保証金証書と引き換えに、これを無利息で返還する。但し、第 12 条により除名されたものについては、保証金を返還しない。また返還の際、会費その他費用に未納のある場合は、返還額からこれを差し引く。
2. 会員が保証金証書を紛失、または盗難されたことにより生ずる一切の損害は会員個々に於いて負担し、本クラブはその一切の責任を負わない。

第8条(会員証)

本クラブは、それぞれの会員に記名式会員証を発行する。会員証は本クラブ来場の際は常に携帯し、要請のあった場合は提示しなければならない。また、会員証は本人以外使用できないものとする。

第9条(会員資格の譲渡)

本クラブの会員資格の譲渡はできないものとする。

第10条(会員資格の喪失)

1. 会員は次の各号のひとつに相当すときはその資格を失う。
 - (1)退会
 - (2)死亡
 - (3)除名
2. 家族会員は前号によるほか、正会員がその資格を喪失した時、または家族会員の用件を喪失した時、当然に即時資格を喪失する。但し、第7条3項の保証金の返還は受けることができる。

第11条(退会)

会員は退会するとき所定の様式により、クラブに届け出るものとする。

第12条(除名)

本クラブは、会員が次の各項に該当するとき除名することができる。

1. 本クラブの諸規則に違反したとき。
 2. 他の会員に迷惑を及ぼす行為をなしたとき。
- 本クラブの秩序を乱し、または本クラブの名誉もしくは信用を損ない、もしくは損なうおそれのある行為をなしたとき。
3. 会費もしくは諸費用を滞納して催促に応じないとき。

第13条(休会)

会員は病気・転勤などやむをえない理由により、1年間以上本クラブを利用できない場合には、所定の様式により、利用できない期間の会費の4分の1を前納して、休会の届出をし、会員資格を維持することができる。

第14条(休日・使用制限)

1. 本クラブは、週1日の定休日を設ける。
2. 本クラブは、前項以外にも必要があるとき臨時に休業することができる。
3. 本クラブの行事、コート改修等のために必要があるときは、コートの使用を制限することができる。

第15条(ビジター)

1. 本クラブでは、会員プレーに余裕があると認めるとき、ビジターをプレイさせることができる。
2. 会員はビジターを同伴することができる。但し、コートが混み合う場合は制限することができる。
3. 会員が同伴したビジターの行動については、その会員が一切の責任を負う。

4. ビジター料金は別途定めるものとする。

第16条(催物)

本クラブは、会員または会員以外の者を対象とするテニススクール、その他の催物を開催することができる。

第17条(事故)

本クラブの利用の際に生じた人的、物的事故(傷害・盗難等)については、会員の負担とし、本クラブは一切の責任を負わない。

第18条(規約の変更)

代表者は必要あるとき本規約を変更することができる。

第19条(クラブの閉鎖)

本クラブは、社会情勢の変化、天災地変その他の事情により、クラブの維持が困難であると判断するとき、本クラブを閉鎖することができる。この場合は6ヶ月前に会員に通知を発し、閉鎖の日に保証金を返還する。

第20条(附則)

本クラブは、必要に応じ、本規約に定めない事項及び業務執行に必要な細則、利用規定を定めることができる。

第21条(発効日)

本規約は昭和58年7月1日から効力を発生する。